

ボランティアガイド派遣に関する同意書

主催者名： _____（以下「主催者」という。）と、一般社団法人めぐろ観光まちづくり協会（以下「協会」という。）は、次の規定について同意します。

第1条（目的）

協会は、主催者の要請に基づき、目黒区を中心とする観光施設を案内するボランティアガイドを紹介します。

催事予定日時： _____年 _____月 _____日

集合時間： 午前 / 午後 _____時 _____分

集合場所： _____

第2条（内容）

観光ボランティアガイド（以下「ガイド」という。）は、合理的な行程の範囲に展開される観光施設の案内を、本人が知る限りの知識をもって説明します。

第3条（料金）

料金は、催事への参加者数により、次のとおり、お支払いいただきます。

- (1) 参加者が20名までは、8,000円とします。施行当日、申請人数よりも参加者が下回っても金額に変更は生じません。但し、参加者が増加し、20名を超えた場合には、一人当たり400円が加算されます。
- (2) 主催者は、催事予定7日前までに協会に対し、前第1号に定める金額の支払いを完了することとします。
- (3) 協会は、催事出発後の料金の返金は、理由の一切を問わずいたしません。なお、出発前で、第6条第3号の理由により中止した場合は、それまでにかかったものを除いて返金することとします。

第4条（注意義務）

主催者は、参加者に対し、行程中の危険な行為、見学施設に対し損害を与える行為、各法令又は不適切な行為をしないように促すことに努めるものとします。また、同行するガイドが注意を促した際は、主催者は、催事参加者に対し、注意を聞き入れるように努めるものとします。

第5条（損害賠償）

- (1) 主催者が企画の施行中に被った損害について、協会並びにガイドは、その一切の責務を負わないものとします。
- (2) 参加者の違反行為により生じた賠償の責務について、協会並びにガイドは、一切の責任を

負わないものとします。

第6条（解除）

- （1） 第3条第2号に定める支払いが催事7日前までに完了しない場合、協会は、主催者からのガイドの要請がなかったものと判断し、本同意を解除します。
- （2） 第4条に定める規定が守られない場合は、協議事項とします。意思が分かれた場合、双方いずれかから通知・通告した上で、本同意を解除することがあります。
- （3） 目黒区内に気象警報等が発令された場合は、本同意を中止いたします。また、警報未満の発令がされた場合は、協議事項とします。意思が分かれた場合、双方いずれかから通知・通告した上で、本同意を解除することがあります。
 - ① 該当地域に対し、台風・大雨・突風など、実施するに危険が伴う警報が発せられている場合。
 - ② 川の氾濫、道路の浸水、土砂崩れなどが発生することが予測される場合、及び発生し危険が生じると判断された場合。
 - ③ 降雪ないし残雪などにより、事故の危険が生じると判断される場合。
 - ④ 進路上にて火災や重大な災害、事故や事件が発生し、危険が生じるあるいは生じる可能性があるとして予測される場合。
 - ⑤ 交通手段の事故やその他、やむを得ない事情によりガイドの遂行が不可能となった場合。
- （4） 通知・通告については、施行日の前日までに行うこととします。
- （5） 既に催事が開始されている場合、第3号に定める異変等が生じた際は、双方の協議事項とします。意思が分かれた場合、双方いずれかから通知・通告した上で、本同意を解除することができます。

第7条（協議事項）

本同意に定めのない事項及び各条項の解釈に疑義が生じた場合は、信義誠実の原則に従い、協議して決定するものとします。

第8条（合意管轄）

本同意に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

年 月 日

住 所： _____

団 体 名： _____

代表者名： _____ 印

住 所：目黒区上目黒2-1-3 中目黒GT B1

団 体 名：一般社団法人 めぐる観光まちづくり協会

会 長： _____ 羽田 伊助 _____ 印